

◎精神保健福祉士課程

本学において、平成 11 年度から開設されている「精神保健福祉士」課程は、「精神保健福祉士法」(平成 9 年 12 月 19 日、法律第 131 号)に基づき、厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目(「指定科目」)を設置したもので、「精神保健福祉士試験」の受験資格を取得するための課程である。

1. 「精神保健福祉士」の定義

「精神保健福祉士」とは、「精神保健福祉士」の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、または精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(「相談援助」)を業とする者をいう。(法第 2 条)

2. 「精神保健福祉士」の受験資格

「精神保健福祉士」の受験資格を得るためには、本学において社会福祉学科の専門科目のうち、厚生労働大臣が指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目(「指定科目」)を修めて卒業しなければならない。(法第 7 条 1 号、表 1 参照)

本学の場合、「社会福祉士」の受験資格と同時に修得できるようにカリキュラムが組まれているので、「精神保健福祉士」と「社会福祉士」の両者の受験資格取得が可能である。

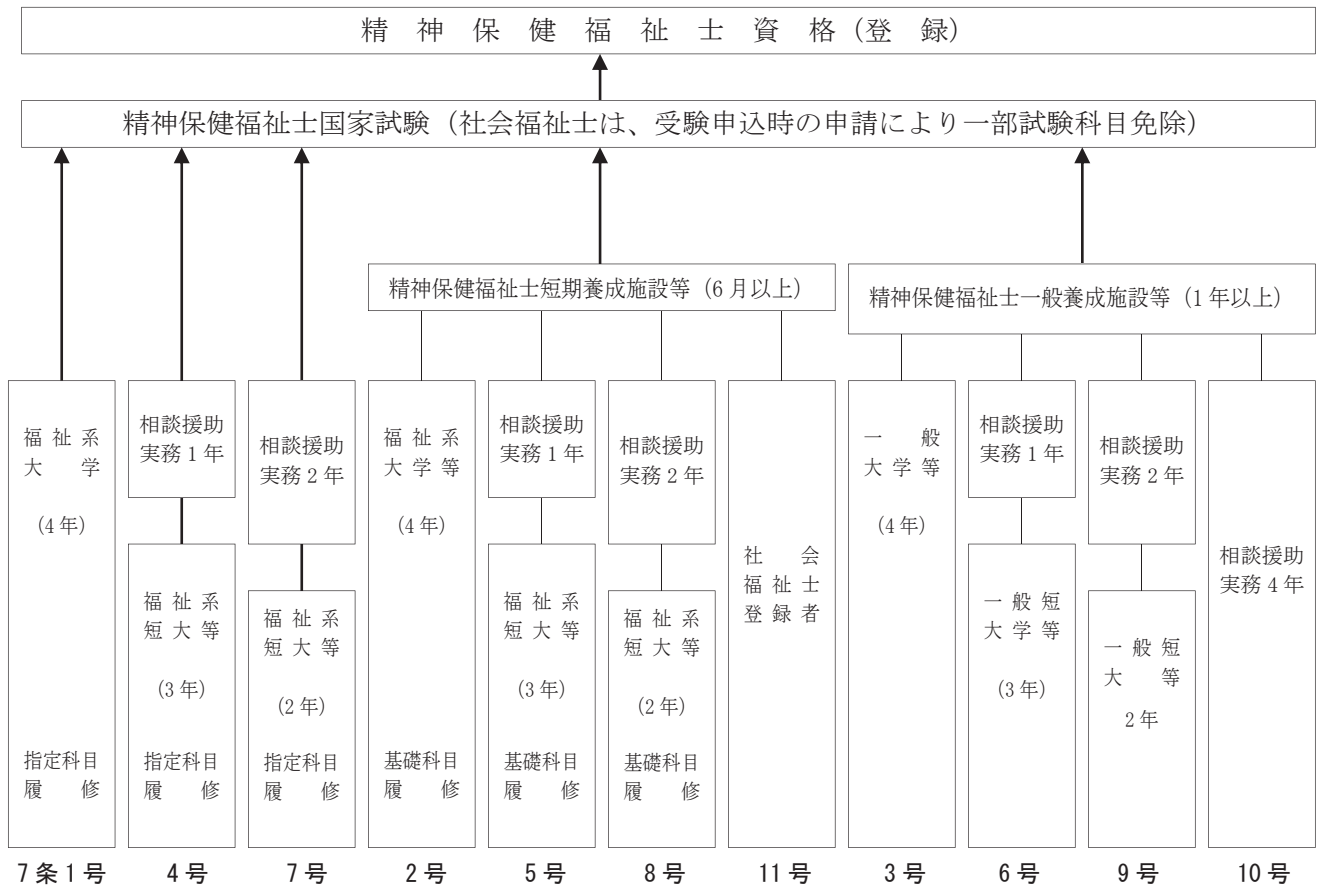
なお、本学において資格課程の「基礎科目」(表 1 のなかの◎印)のみを履修した場合、卒業後に精神保健福祉士短期養成施設(6 ヶ月以上)で必要な単位を修得することによって受験資格を得る方法もある。

3. 「精神保健福祉士」の資格と試験

「精神保健福祉士」の資格を取得するためには、毎年 1 回以上、厚生労働大臣が行う「精神保健福祉士試験」に合格しなければならない。(法第 4 条、6 条)

4. 精神保健福祉士の養成課程

精神保健福祉士の試験資格を取得するためには、次に示すような養成課程がある。



2022 年度生用

(表1) 精神保健福祉士指定科目と本学開講科目の対応表

| 精神保健福祉士指定科目 | 本学開講科目 | 単位 | 履修要件 | 取得年次 | 担当教員 |
|--------------------|-----------------------|-----|------|------|----------|
| 精神医学と精神医療 | 精神疾患とその治療Ⅰ | 2 | 必修 | 2～ | 小泉 |
| | 精神疾患とその治療Ⅱ | 2 | 必修 | 2～ | 小泉 |
| 現代の精神保健の課題と支援 | 現代の精神保健の課題と支援Ⅰ | 2 | 必修 | 2～ | 三井 |
| | 現代の精神保健の課題と支援Ⅱ | 2 | 必修 | 2～ | 三井 |
| ◎ソーシャルワークの基盤と専門職 | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ | 2 | 必修 | 1～ | 鈴木(由) |
| 精神保健福祉の原理 | 精神保健福祉の原理Ⅰ | 2 | 必修 | 2～ | 塩津 |
| | 精神保健福祉の原理Ⅱ | 2 | 必修 | 2～ | 片山 |
| ソーシャルワークの理論と方法 | ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ | 2 | 必修 | 2～ | 羅 |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ | 2 | 必修 | 2～ | 羅 |
| ソーシャルワークの理論と方法(専門) | ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ | 2 | 必修 | 3～ | 塩津 |
| | ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅱ | 2 | 必修 | 4 | 小林(淳) |
| 精神障害リハビリテーション論 | 精神障害リハビリテーション論 | 2 | 必修 | 3～ | 塩津 |
| 精神保健福祉制度論 | 精神保健福祉制度論 | 2 | 必修 | 4 | 片山 |
| ◎医学概論 | 人体の構造と機能及び疾病 | 2 | 必修 | 1～ | 藤井 |
| ◎心理学と心理的支援 | 心理学と心理的支援 | 2 | 必修 | 1～ | 遠藤 |
| ◎社会学と社会システム | 社会学と社会システム | 2 | 必修 | 1～ | 三本松 |
| ◎社会福祉の原理と政策 | 社会福祉の原理と政策Ⅰ | 2 | 必修 | 2～ | 宮本(秀)・矢野 |
| | 社会福祉の原理と政策Ⅱ | 2 | 必修 | 2～ | 鈴木(忠) |
| ◎地域福祉と包括的支援体制 | 地域福祉と包括的支援体制Ⅰ | 2 | 必修 | 2～ | 新田 |
| | 地域福祉と包括的支援体制Ⅱ | 2 | 必修 | 2～ | 新田 |
| ◎社会保障 | 社会保障Ⅰ | 2 | 必修 | 3～ | 鈴木(忠) |
| | 社会保障Ⅱ | 2 | 必修 | 3～ | 鈴木(忠) |
| ◎障害者福祉 | 障害者福祉 | 2 | 必修 | 1～ | 宮本(秀) |
| ◎権利擁護を支える法制度 | 権利擁護を支える法制度 | 2 | 必修 | 3～ | 小長井 |
| ◎刑事司法と福祉 | 刑事司法と福祉 | 2 | 必修 | 3～ | 小長井 |
| ◎社会福祉調査の基礎 | 社会福祉調査の基礎 | 2 | 必修 | 1～ | 三本松 |
| ◎ソーシャルワーク演習 | ソーシャルワーク演習Ⅰ | 1 | 必修 | 2～ | 担当教員 |
| ソーシャルワーク演習(専門) | 精神保健福祉援助演習Ⅰ | 1 | 必修 | 3～ | 担当教員 |
| | 精神保健福祉援助演習Ⅱ | 1 | 必修 | 4 | 担当教員 |
| | 精神保健福祉援助演習Ⅲ | 1 | 必修 | 4 | 担当教員 |
| ソーシャルワーク実習指導 | 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ | 1 | 必修 | 3～ | 塩津 |
| | 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ | 1 | 必修 | 4 | 片山 |
| | 精神保健福祉援助実習指導Ⅲ | 1 | 必修 | 4 | 塩津 |
| ソーシャルワーク実習 | 精神保健福祉援助実習Ⅰ | 1～2 | 必修 | 3～ | 塩津 |
| | 精神保健福祉援助実習Ⅱ | 2 | 必修 | 4 | 片山 |

◎印は基礎科目

2022 年度生用

「精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱ」・「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」・「精神保健福祉援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修要件

1. 「精神保健福祉援助実習Ⅰ」・「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ」・「精神保健福祉援助演習Ⅰ」

これらの科目は、精神保健福祉士受験資格を得るための必修科目（3年次に履修する科目）であり、下記の（1）と（2）の履修状況にある学生が履修できる。ただし、転学部生・編入生については別途考慮する。また、特別な事情がある場合は、事前に社会福祉演習・実習室に申し出て、精神保健福祉援助演習・実習担当教員と相談すること。なお、履修にあたっては、選考を行う。詳細については年度当初ガイダンスにて指示するので十分に留意すること。

（1）2年次終了時に次の科目の単位を取得済みであること。

| |
|------------------|
| 社会福祉の考え方 |
| 福祉の仕事 |
| 人間と社会の理解 |
| ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ |
| ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ |
| ソーシャルワーク演習Ⅰ |
| ソーシャルワーク実習指導Ⅰ |
| 障害者福祉 |
| 精神保健福祉の原理Ⅰ |
| 精神保健福祉の原理Ⅱ |

（2）2年次後期に行う選考に合格していること。

2. 「精神保健福祉援助実習Ⅱ」・「精神保健福祉援助実習指導Ⅱ・Ⅲ」・「精神保健福祉援助演習Ⅱ・Ⅲ」

これらの科目は、精神保健福祉士受験資格を得るための必修科目（4年次に履修する科目）であり、下記の（1）と（2）の履修状況にある学生が履修できる。

（1）3年次終了時に次の科目の単位を取得済みであること。

| |
|-----------------------|
| 精神保健福祉援助演習Ⅰ |
| 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ |
| 精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ |
| 精神障害リハビリテーション論 |
| ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）Ⅰ |

（2）「精神保健福祉援助実習Ⅰ」の配属実習を終了していること。

精神保健福祉士演習・実習科目および関連科目に関する履修体系図

第1 Semester (1年次前期)・第2 Semester (1年次後期)

| | |
|----------|--------------------|
| 社会福祉の考え方 | ソーシャルワークの基盤と専門職 I |
| 福祉の仕事 | ソーシャルワークの基盤と専門職 II |
| 人間と社会の理解 | |

第3 Semester (2年次前期)

| | |
|-----------------|------------------|
| ソーシャルワーク演習 I | ソーシャルワークの理論と方法 I |
| 精神保健福祉の原理 I | 精神疾患とその治療 I |
| 現代の精神保健の課題と支援 I | |

第4 Semester (2年次後期)

| | |
|------------------|-------------------|
| ソーシャルワーク演習 II | ソーシャルワークの理論と方法 II |
| ソーシャルワーク実習指導 I | ソーシャルワーク実習 I |
| 精神保健福祉の原理 II | 精神疾患とその治療 II |
| 現代の精神保健の課題と支援 II | |

第5 Semester

(3年次前期)

社会福祉士・精神保健福祉士併修学生

| |
|--------------------|
| ソーシャルワーク演習 III・IV |
| ソーシャルワークの理論と方法 III |
| ソーシャルワーク実習指導 II |
| ソーシャルワーク実習 II |
| 精神保健福祉援助演習 I |
| 精神障害リハビリテーション論 |

精神保健福祉士専修学生

| |
|----------------|
| 精神保健福祉援助演習 I |
| 精神障害リハビリテーション論 |

第6 Semester (3年次後期)

| |
|-------------------------|
| ソーシャルワーク演習 V |
| ソーシャルワークの理論と方法 IV |
| ソーシャルワーク実習指導 III |
| 精神保健福祉援助実習指導 I |
| 精神保健福祉援助実習 I |
| ソーシャルワークの理論と方法 (精神専門) I |

| |
|-------------------------|
| 精神保健福祉援助実習指導 I |
| 精神保健福祉援助実習 I |
| ソーシャルワークの理論と方法 (精神専門) I |

第7 Semester (4年次前期)

| |
|--------------------------|
| 精神保健福祉援助演習 II |
| 精神保健福祉援助実習指導 II |
| 精神保健福祉援助実習 II |
| ソーシャルワークの理論と方法 (精神専門) II |

| |
|--------------------------|
| 精神保健福祉援助演習 II |
| 精神保健福祉援助実習指導 II |
| 精神保健福祉援助実習 II |
| ソーシャルワークの理論と方法 (精神専門) II |

第8 Semester (4年次後期)

| |
|------------------|
| 精神保健福祉援助演習 III |
| 精神保健福祉援助実習指導 III |
| 精神保健福祉制度論 |

| |
|------------------|
| 精神保健福祉援助演習 III |
| 精神保健福祉援助実習指導 III |
| 精神保健福祉制度論 |

※「精神保健福祉援助実習 I」は3年次春季休業期間に90時間(ただし、社会福祉士・精神保健

- 福祉士併修学生は 60 時間) の実習を行う。
- ※「精神保健福祉援助実習Ⅱ」は 4 年次夏季休業期間に 120 時間 (ただし、社会福祉士・精神保健福祉士併修学生は 90 時間) の実習を行う。